

本 表

ア－イ

漢 字	音 訓	例	備 考
亜(亞)	ア	亜流, 亜麻, 亜熱帯	
哀	アイ あわれ あわれむ	哀愁, 哀願, 悲哀 哀れ, 哀れな話, 哀れがる 哀れむ, 哀れみ	
挨	アイ	挨拶	
愛	アイ	愛情, 愛読, 恋愛	愛媛(えひめ)県
曖	アイ	曖昧	
悪(惡)	アク オ わるい	悪事, 悪意, 醜悪 悪寒, 好悪, 憎悪 悪い, 悪さ, 悪者	
握	アク にぎる	握手, 握力, 掌握 握る, 握り, 一握り	
圧(壓)	アツ	圧力, 圧迫, 気圧	
扱	あつかう	扱う, 扱い, 客扱い	
宛	あてる	宛てる, 宛先	⇨ 当てる, 充てる
嵐	あらし	嵐, 砂嵐	
安	アン やすい	安全, 安価, 不安 安い, 安らかだ	
案	アン	案文, 案内, 新案	
暗	アン くらい	暗示, 暗愚, 明暗 暗い, 暗がり	
以	イ	以上, 以内, 以後	
衣	イ ころも	衣服, 衣食住, 作業衣 衣, 羽衣	浴衣(ゆかた)

〔参考〕国語審議会答申「表外漢字字体表」

編者注：平成12年12月8日、国語審議会から「表外漢字字体表」が答申された。この表外漢字字体表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において、表外漢字（常用漢字表にない漢字）を使用する場合の「字体選択のよりどころ」となることを目指して作成されたものである。この字体表では、手書き文字は対象とせず、印刷文字（情報機器の画面上で使用される文字や字幕で使用される文字などのうち、印刷文字に準じて考えることのできる文字を含む。）を対象とする。

また、平成22年11月30日付け内閣告示第2号をもって「常用漢字表」が改定された。これに伴い、字体表の印刷標準字体から151字、簡易慣用字体から3字（曾・麵・瘦）が新たに常用漢字となったが、字体表には手を加えていない。なお、上記の154（151+3）字については、今後は、常用漢字表の「通用字体」として、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において優先して用いるべき字体となる。

表 外 漢 字 字 体 表 目 次

〔はじめに〕

I 前 文

- 1 表外漢字の字体に関する基本的な認識
 - (1) 従来の漢字施策と表外漢字の字体問題
 - (2) 表外漢字字体表作成に当たっての基本的な考え方
 - (3) 常用漢字表の意義と表外漢字字体表の位置付け
- 2 表外漢字字体表の性格
 - (1) 表外漢字字体表の作成目的及び適用範囲
 - (2) 対象とする表外漢字の選定について
 - (3) 表外漢字字体表における字体の示し方
- 3 字体・書体・字形にかかわる問題とその基本的な考え方
 - (1) 字体・書体・字形について
 - (2) 「字体の違い」と「デザインの違い」との関係
 - (3) 印刷文字字形（明朝体字形）と筆写の楷書字形との関係
- 4 その他関連事項
 - (1) 学校教育との関係
 - (2) 情報機器との関係
 - (3) 各種の基準等

付 表外漢字字体表に掲げた漢字（字体表漢字）の選定方法について

付 印刷標準字体及び簡易慣用字体の認定基準

II 字体表

字体表の見方

字体表

III 参 考

- 1 表外漢字における字体の違いとデザインの違い
- 2 人名用漢字の字体一覧
- 3 表外漢字字体表作成の概要

(1) 公用文における漢字使用等について

編者注：平成22年11月30日付け内閣告示第2号をもって「常用漢字表」が制定されたのに伴い、各行政機関が作成する公用文の表記の統一を図るため、「公用文における漢字使用等について」を同日付けて内閣訓令第1号として定めたものである。

なお、昭和56年10月1日付け事務次官等会議申合せ「公用文における漢字使用等について」は、上記の内閣訓令によって自然消滅したものと取り扱うこととされた。

内閣訓令第1号

各行政機関

公用文における漢字使用等について

政府は、本日、内閣告示第2号をもって、「常用漢字表」を告示した。

今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については、別紙によるものとする。

なお、昭和56年内閣訓令第1号は、廃止する。

平成22年11月30日

内閣総理大臣 菅 直人

(別 紙)

公用文における漢字使用等について

1 漢字使用について

(1) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)によるものとする。なお、字体については通用字体を用いるものとする。

(2) 「常用漢字表」の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては、次の事項に留意する。

ア 次のような代名詞は、原則として、漢字で書く。

例 俺 彼 誰 何 僕 私 我々

イ 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で書く。

〔参考〕 法令における^{よう}拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（通知）

编者注：これは、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記を小書きにすることについて、昭和63年7月20日付けで内閣法制局長官総務室から各省庁文書担当課宛てに通知したものである。
原文は、通知文を除いては、縦書きである。

内閣法制局総発第125号

昭和63年7月20日

殿

内閣法制局長官総務室

法令における^{よう}拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について
（通知）

標記の件については、従来原則として大書きにすることが慣行となつてきているところ、「現代仮名遣い」において「なるべく小書きにする」ものとされていることにもかんがみ、当局における取扱いを別紙のとおりとすることに決定しましたので、参考までにお知らせします。

別添

（昭六三・七・一八 決裁）

（法令審査例規）

法令における^{よう}拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について

一 法令における^{よう}拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、次に掲げる規定の部分を除き、昭和六十三年十二月に召集される通常国会に提出する法律及び昭和六十四年一月以後の最初の閣議に提案する政令（以下「新基準法令」という。）から、小書きにする。

- 1 新基準法令以外の法律又は政令（以下「旧基準法令」という。）の一部を改正する場合において、その施行時に旧基準法令の一部として溶け込む部分
- 2 旧基準法令の規定を読み替えて適用し、又は準用する規定における読替え後の部分
- 3 漢字に付ける振り仮名の部分

二 条約についても、一に準ずる取扱いとする。

三 一及び二は、固有名詞を対象とするものではない。

見出し	表外漢字・ 表外音訓等	書き表し方	備 考
【あ】			
あいさつ		挨拶	
あいだがら		間柄	
あいにく	△ 生憎	あいにく	
あいまい		曖昧	
あいまって	▲ 相俟って	あいまって	
あいろ	▲ 隘路		[支障, 困難, 障害]
あう		合う	計算が合う
		会う	客と会う
		遭う	災難に遭う
あえて	△ 敢えて	あえて	あえて…する, あえて注意する
あかす		飽かす	暇に飽かして
あきらめる		諦める	
あくまで	▲ 飽く迄	飽くまで	飽くまで闘う, 飽くまでも
あくる		明くる	明くる日
あげく		挙げ句	…した挙げ句
あける		明ける	夜が明ける
		空ける	時間を空ける, 席が空く
		開ける	窓を開ける, 幕が開く
あげる		上げる	物価が上がる, 成果を上げる
		揚げる	船荷を揚げる, 歓声が揚がる
		挙げる	一例を挙げると, 国を挙げて
		…(て)あげる	本を貸してあげる
あずかる	△ 与る	あずかる	相談にあずかる
あたかも	▲ 恰も	あたかも	
あたり		辺り	辺り一面
あたりまえ		当たり前	
あたる		当たる	予報が当たる, …に当たり, …に当たって, 一人当たり
あちら	△ △ 彼方	あちら	
あっせん	▲ 斡旋	あっせん	[周旋, 世話]
あつらえる	▲ 誂える	あつらえる	
あて		宛て	各学校宛て(の)通知

【あ】

相・・・・

相合い傘

合い鍵

相変わらず

合気道

相性

合図

藍染め

相対する

相づち

相手

合いの手

合服

合間

曖昧

合う

会う

遭う

青い

仰ぐ

青さ

赤い

赤組

(・・・に) 飽かして

明かす

明らむ

赤らむ

赤らめる

明かり

上がり

上がり口

上がる

拳がる

揚がる

明るい

明るさ

明るみ

明るむ

赤ん坊

飽き

空き缶

空き巣

空き地

商い

商う

秋晴れ

空き瓶

空き間

秋祭り

空き家

明らかだ

諦め

諦める

飽きる

空く

明く

開く

飽くまで

明るく (朝)

揚げ足

揚げ油

明け方

挙げ句

明け暮れ

上げ潮

開けたて

挙げて

明け離れる

揚げ物

空ける

明ける

開ける

上げる

挙げる

揚げる

明渡し*

明渡し期日

明け渡す

憧れ

憧れる

浅い

朝起き

嘲る

浅漬け

浅はかだ

欺く

鮮やかだ

足掛かり

足掛け

味付け

足止め

足取り

足並み

足踏み

味わい

味わう

預かり

預り金*

預かる

預入金

預け金

預ける

汗ばむ

焦り

焦る

遊び

遊ぶ

価

値

値する

あだ討ち

与える

温かい

暖かい

温かだ

暖かだ

温かみ